|[事案 17-10] 契約転換無効確認・転換前契約保険金請求

- ・平成 17 年 7 月 25 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 1 月 23 日 裁定終了

<事案の概要>

減額転換した契約は加入時診査において本人の告知義務違反(病気療養中)があった ものであるので、死亡保険金は転換前の保険金額で支払われるべきとして裁定の申立て があったもの。

< 申立人の主張 >

保険金額(2,000 万円)を下取り減額転換(500 万円)したが、嘱託医による診査では「異常なし」として契約が成立したが、契約者・被保険者である夫が転換した際に、転換より以前に罹患していた肺繊維症を告知していなかったこと、転換時に保険診査にあたった診査医が既に発症していた間質性肺炎を見逃したのだから、転換後の契約を無効とし、転換前の契約で死亡保険金を支払うことを求める。

<保険会社側の主張>

申立の契約については平成 16 年 6 月 13 日、契約者である申立人のご主人様から転換のうえ、申込がなされ、同年 8 月と同年 12 月に入院給付金の請求があり、入院給付金をお支払している。本契約はご自身の意志に基づき契約を申込され、本契約に基づき給付金の請求、受領がなされているので、ご主人様の死亡まで継続していたものと考える。

保険診査は一定程度の危険測定の資料を得ることを目的とするもので、一般の開業医とは異なり、レントゲン検査などは行なっていない。そのため、保険診査において異常を発見できなかったものと考える。健康状態を誤認して契約を引き受けたとしてもそれにより転換後契約が無効になることはない。

追加告知書については保険証券とともに送っているが告知頂くのは診査を受けた 6 月 25 日までの健康状態なので、7 月 9 日に間質性肺炎と診断されたことを追加告知頂 いたとしても、本契約を解除することはなかったと思われるものである。

<裁定の概要>

裁定審査会は書面審理ならびに当事者双方から事情聴取を行い、申立人からはご主人が契約者貸付を受けていた事実、転換をした理由等について、また、募集人から契約当時の状況について詳細に聴取した。その結果、以下のとおり申立人の申立には理由がない旨裁定書をもってその理由を明らかにして裁定を終了した。

亡くなられた申立人のご主人は契約転換前に健康診断で肺繊維症と診断され要精検とされていたこと、同人は契約転換時にその事実を告知していなかったことが窺われるが、それが告知義務違反に当たるとしても告知義務違反による解除権の行使は保険者(保険会社)の権利であり、保険契約者側からそのことを理由に契約転換の無効を主張できるような性格のものではない。

申立人の主張を法的に構成すれば要素の錯誤(民法 95 条本文)による契約転換の無効を主張するものと考えられるが、錯誤無効が錯誤者を保護する制度であることに鑑み、申立人のご主人が健康状態について錯誤に陥り転換後契約の締結に応じた相手方会社において、錯誤無効を主張せずに転換後契約に基づく保険金を支払うとしている以上、

保険契約者側から無効を主張することはできない、と解される。(最判昭和 40 年 6 月 4 日) 申立人は、本件転換契約は強引な勧誘によるものであるとも主張するが、亡くなられたご主人が自ら転換ご契約に基づく入院給付金を請求し、受領していることに鑑みても転換契約を無効とするような強引な勧誘がなされたとは認めることはできない。